【介護報酬の基本的な算定方法】

2021 年 4 月介護報酬改定版

●介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。（介護保険法第 41 条第 4 項等）

介護保険サービスの料金は、利用者様がお住いの地域により異なります。介護保険のサービスによって決められた単位に地域区分を乗じた料金が計算されます。
地域区分は 1 等級～その他まで 8 段階で、茨城県では下記表のように区分されています。

算定された単位数 ✖ **地域単価** ＝ **事業者に支払われるサービスの費用（10 割）**

令和 3 年度～令和 5 年度までの地域区分適用地域

		1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	70%	11.40 円	11.12 円	11.05 円	10.84 円	10.70 円	10.42 円	10.21 円	10 円
地域					牛久市	水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市	土浦市 古河市 利根町	結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町	その他の地域